

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
和泉市あゆみ野四丁目 4 番 1 外
(仮称) 大阪和泉計画
- 2 大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定による公告をした日
平成 25 年 7 月 25 日 (平成 25 年和泉市告示第 235 号)
- 3 意見の概要
 - (1) 和泉中央周辺道路について、交通に及ぼす影響が懸念されるため、泉北 1 号線の和泉中央への前面延長開通を要望する。
 - (2) モール型商業施設の来店交通量について、休日における阪和自動車道の著しい渋滞及び和歌山エリアは休日に大型商業施設に行くという地域特性を考慮した来店交通量の再推計を行い、その結果を踏まえて高速道路出入口付近の交通渋滞対策を要望する。
 - (3) 阪和自動車道と春木岸和田線の交差点について、交通対策として南側のみ広幅員化をしても交通に及ぼす影響が懸念されるため、抜本的な対策を要望する。
 - (4) 交差点での右折レーンの延長等において、2 車線から 1 車線になる所は交通に及ぼす影響が懸念されるため、事業所敷地が府道・市道に面している所は更なる拡幅用地の提供を要望する。
 - (5) 交通渋滞の緩和について、バス利用者等が道路を横断せずに入場できる陸橋等の設置を要望する。
 - (6) コストコの来客者は大量購入する人が中心で、自動車の利用者はもっと多くなり交通に及ぼす影響が懸念されるため、近隣住民の生活環境破壊が発生しないよう努めること。
 - (7) 排気ガス等の大気汚染について、交通量の増加に伴う周辺への排気ガスの影響調査等を求めていくことについての進捗状況を示されたい。
 - (8) 雇用の増大・既成市街地の生活向上について、市内からの雇用の積極的推進、市への雇用情報の積極的な提供等、現時点での進捗状況を示されたい。
 - (9) 和泉市と事業者間で協定書を締結される予定はあるのか聞かされたい。
 - (10) 唐国南・唐国南 1 号交差点の交通計画について、唐国地区地区計画区域の大規模開発事業の開発交通量が含まれていないこと等、過小評価になる懸念があるため、車線混雑度の再検証とあわせて更なる交差点処理対策を講じられたい。

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成 25 年 12 月 3 日から平成 26 年 1 月 6 日まで

(2) 縦覧の場所

和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

和泉市環境産業部商工労働室商工観光担当

大阪市住之江区南港北一丁目 14 番 16 号 大阪府咲洲庁舎 25 階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課